

自家用有償旅客運送事業の 近年の主な改正点について

令和7年7月

東北運輸局山形運輸支局

輸送・監査部門

※「**特定事務所**」とは《道路運送法施行規則第51条の17》

乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送に使用する自動車**5両以上** 又は
乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送に使用する自動車**1両以上** の運行を管理する事務所

特定事務所に関する主な改正事項

- ① 道路交通法上の「安全運転管理者」選任義務の対象から除外
- ② 運行管理の責任者の**定期的な講習受講義務**の新設
- ③ 運行管理の責任者が行う**運行管理業務の追加**
 - (ア) 運行に関する計画の作成
 - (イ) 交替するための運転者の配置
 - (ウ) 異常気象時等における安全確保のための措置
 - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯び有無の確認、記録
- ④ 事務所における**アルコール検知器の常時保持**及び運転者に対する酒気帯び有無の確認の際に**アルコール検知器の使用を義務化**

「特定事務所」に関する改正①（R4改正）

「安全運転管理者」選任義務の対象除外

安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外

自家用有償旅客運送に使用する自動車の数	区分	改正前	改正後
【特定事務所】 定員10人以下が5両以上 又は 定員11人以上が1両以上	運行管理の責任者 【道路運送法】	要件を満たす者の選任が必要 [要件] ・ 運行管理者資格者 ・ 運行管理者試験受検資格者 ※基礎講習受講等 ・ 安全運転管理者要件	要件を満たす者の選任が必要 [要件] ・ 運行管理者資格者 ・ 運行管理者試験受検資格者 ※基礎講習受講等 ・ 安全運転管理者要件 ・ 1年以上の実務経験＋一般講習受講
	安全運転管理者 【道路交通法】	要件を満たす者の選任が必要 [要件] ・ 年齢、2年以上の実務経験等	<p style="text-align: center;">選任は不要 （自家用有償旅客運送は除外）</p>

運行管理の責任者の定期的な講習受講義務の新設

《道路運送法施行規則第51条の18》

自家用有償旅客運送者は、**特定事務所の運行管理の責任者に**、運行管理に関する**講習を定期的**に受けさせることを義務化

講習の内容

○講習の種類

⇒運行管理者講習（一般講習・**旅客**） ※「貨物」区分の講習もあるため、間違わないように注意！

○講習実施機関

⇒独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）や指定を受けた民間団体

※NASVA山形支所（山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2階）

023-609-0500 https://www.nasva.go.jp/gaiyou/access/sen_05.html

※民間団体については国交省HPを参照 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/dispatcher.html#touhoku>

※開講スケジュール、事前予約等については各実施機関へ要確認

○受講形式

⇒対面講習、ビデオ講習のいずれも実施している場合は、どちらでも可

○受講する時期

⇒選任した日の属する年度の翌々年度以降 **2年ごと**

運行管理の責任者が行う運行管理業務の追加

自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、**特定事務所においては**以下の業務を行わなければならないこととなった。

追加業務

(ア) 運行に関する計画の作成 《道路運送法施行規則第51条の19》

○計画作成において留意する事項

- ・最高速度違反行為（道路交通法22条の21項）の防止
- ・過積載をして運行する行為（道路交通法58条の3第1項）の防止
- ・過労運転（道路交通法66条の2第1項）の防止
- ・自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（道路交通法75条1項7号）の防止
- ・その他安全な運転の確保

(イ) 交代運転者の配置 《道路運送法施行規則第51条の20》

- 長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替運転者を配置しなければならない

(ウ) 異常気象時等における安全確保のための措置 《道路運送法施行規則第51条の21》

○輸送の安全の確保のための措置（例）

- ・運転者と運行管理の責任者等の連絡体制の確保
- ・運転者に対する、雨天、降雪時等の危険回避の方法の指示
- ・運転者に対する、運転継続・待機・中止等の指示

(エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯び有無の確認、記録 《道路運送法施行規則第51条の22》

アルコール検知器の使用義務化

《道路運送法施行規則第51条の22》

自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、**アルコール検知器を常時有効に保持**するとともに、運転者に対する酒気帯び有無の確認の際に**アルコール検知器を使用**しなければならないこととなった。

概要

○アルコール検知器は**常時有効（正常に作動し、故障がない状態）に保持**しておく

⇒取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する

○「酒気帯びの有無」の確認は、目視等の他、アルコール検知器を使用して実施

○アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

○現行の対価にアルコール検知器の購入相当分を単純に上乗せする場合、協議手続きを簡略化

※本規定については、創設当初は経過措置が設けられていたが、**令和5年12月1日より完全義務化**

福祉有償運送の旅客の区分の明確化(R2改正)

- 福祉有償運送の旅客の範囲について、区分を明確化
- 登録の申請日に該当者がいない区分でも、協議が調った場合は、申請が可能であることを明確化

(改正前)

- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

(改正後)


- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者**
- ハ. **障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者**
- ニ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ. **介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）**
- ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

福祉有償運送の必要性については、登録の申請日において該当する者がいない区分は申請することができないこととされているが、**地域公共交通会議（運営協議会）**で協議が調っている場合においては、**当該区分についても申請が可能**（区分の妥当性等については、更新登録等の際に協議会において確認）

福祉有償運送の旅客の範囲の明確化(R6.9改正)

- ① 運送しようとする旅客の範囲のうち、「他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者」の考え方を再整理
- ② 複数乗車が可能な場合の考え方を再整理


① 移動制約者の判断 《通達：福祉有償運送の登録に関する処理方針について 2.(2) ⑧ (八)》

 **(従前)** 施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含む

(改正後) 施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに該当する旅客にあつては、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを、**医師や福祉・介護の専門職が判断した者**を含む

✓ **移動制約者に該当するかどうかについて、専門職の判断でも可能であることを明記**

② 複数乗車の判断 《通達：福祉有償運送の登録に関する処理方針について 2.(2) ⑧ (二)》

 **(従前)** 透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて当該地域における地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができるものとする

(改正後) 透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等について、**運送者の判断により、1回の運行で複数の旅客を運送することも可能**であることとする

✓ **協議会の判断によらず、運送者の判断で複数乗車が可能となるよう改正**

改正前

《道路運送法施行規則第51条の23》

自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

- 1 作成番号及び作成年月日
- 2 自家用有償旅客運送者の名称
- 3 運転者等の氏名
- 4 運転免許証の有効期限
- 5 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項（※必要な講習修了等に関する事項）



改正後

道路運送法施行規則第51条の23の規定は**削除**



✓ 運転者証の作成義務、掲示義務を廃止

改正前

運営協議会

《道路運送法施行規則第51条の7》

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行うために市町村等が主宰する会議

福祉有償運送の協議の場

地域公共交通会議

《道路運送法施行規則第9条の2》

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために市町村等が主宰する会議

交通空白有償運送等の協議の場

改正後

道路運送法施行規則第51条の7及び第9条の2の規定を削除し、第4条第2項において「地域公共交通会議」を新たに定義づけ

- ✓ 協議の場を運営しやすくするため、「運営協議会」を「地域公共交通会議」へ統合
- ✓ みなし規定（施行規則附則第2項）により、改正前の施行規則第51条の7に基づく「運営協議会」は改正後の施行規則第4条第2項に規定する「地域公共交通会議」とみなす

既存の「運営協議会」をそのまま存続させることも可能

改正前

《道路運送法施行規則第51条の10第2項》

更新登録申請書には、施行規則第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。

※「第51条の3に規定する書類」は次のとおり（福祉有償運送関係）

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ①定款・登記事項証明書・役員名簿 | ⑦運行管理の体制を記載した書類 |
| ②欠格事由に該当していない旨の宣誓書 | ⑧整備管理の体制を記載した書類 |
| ③協議会で協議が調っていることを証する書類 | ⑨事故発生時の連絡体制図 |
| ④自動車の使用権原を証する書類 | ⑩任意保険証明書等 |
| ⑤福祉車両運転者の要件確認書類 | ⑪旅客の名簿 |
| ⑥セダン型車両運転時の要件確認書類 | ⑫自動運転を行う場合は関係する書類 |

改正後

《道路運送法施行規則第51条の10第2項》（R5.11改正）

更新登録申請書には、施行規則第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。**ただし、次に掲げる書類については、既に権限行政庁（運輸支局）に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略できる。**

《通達：福祉有償運送の登録に関する処理方針について 5.(2)》（R6.9改正）

「当該書類の内容に変更がないとき」として、当該更新の前後において**運転免許証、自動車検査証及び自動車保険（共済）の有効期間のみが変更される場合も含む**ことを明記

✓ **青字記載書類（①、④～⑫）については、届出内容と変更が無ければ添付省略可**

改正前

《通達：地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について 2.(6)》

委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

改正後

《通達：地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について 2.(6)》

【R5.12改正】※追記

委員の招集が困難である場合等にあつては、(中略)、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

なお、**更新の登録を行う場合にあつては、意見公募形式**(更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。) **によることができるものとする。**

【R6.9再改正】

なお、**更新の登録を行う場合にあつては、意見公募形式**(更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。) **を原則とする。**

- ✓ 運行上重大な問題が発生しておらず、運送条件等が大きく変わらない場合、**更新登録については、意見公募形式による協議を原則化**

改正前

《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 2.(3)①》

- 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 の範囲内であること
- 地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1 / 2 を超える運送の対価を設定することも可能

改正後

《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 2.(3)①》

- 運送の対価は、当該地域に適用される**タクシー運賃の約 8 割**（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表（※P13参照）するものとする。）であること
- 地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、**約 8 割** を超える運送の対価を設定することも可能

《事務連絡：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について》 **※新規**

※制度改正と合わせ、具体的な対価の目安を設定するための考え方を明確化

1. 経常費用の項目

- ➔ ①人件費 ②燃料油脂費 ③車両修繕費 ④車両償却費（リース費含む） ⑤その他諸経費（諸税・保険料）

2. 対価の目安の設定の考え方

- ➔ 当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した原価計算対象事業者の各経常費用項目の合計をもとに構成比を算出、構成比で割り付けし、合算

改正前

《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 2.(3)②》

○対価の適用方法については、距離制・時間制・定額制のいずれかが原則

改正後

《通達：自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 2.(3)②》 ※一部新設

○対価の適用方法について、距離制・時間制・定額制のいずれかを選択したうえで、**需給の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能とした。**

設定についての基本的考え方

1. 通常収受することになっている対価に対して、**5割増を上限、5割引きを下限**として、対価の設定が可能
2. 対価を変動させる方法は次のいずれかを想定
 - ①リアルタイムに変動する対価を設定する方法
 - ②時間帯や条件によって変動する対価を設定する方法
3. 一定期間において収受した対価の総額（※）は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、**3か月ごとに地域公共交通会議で確認**

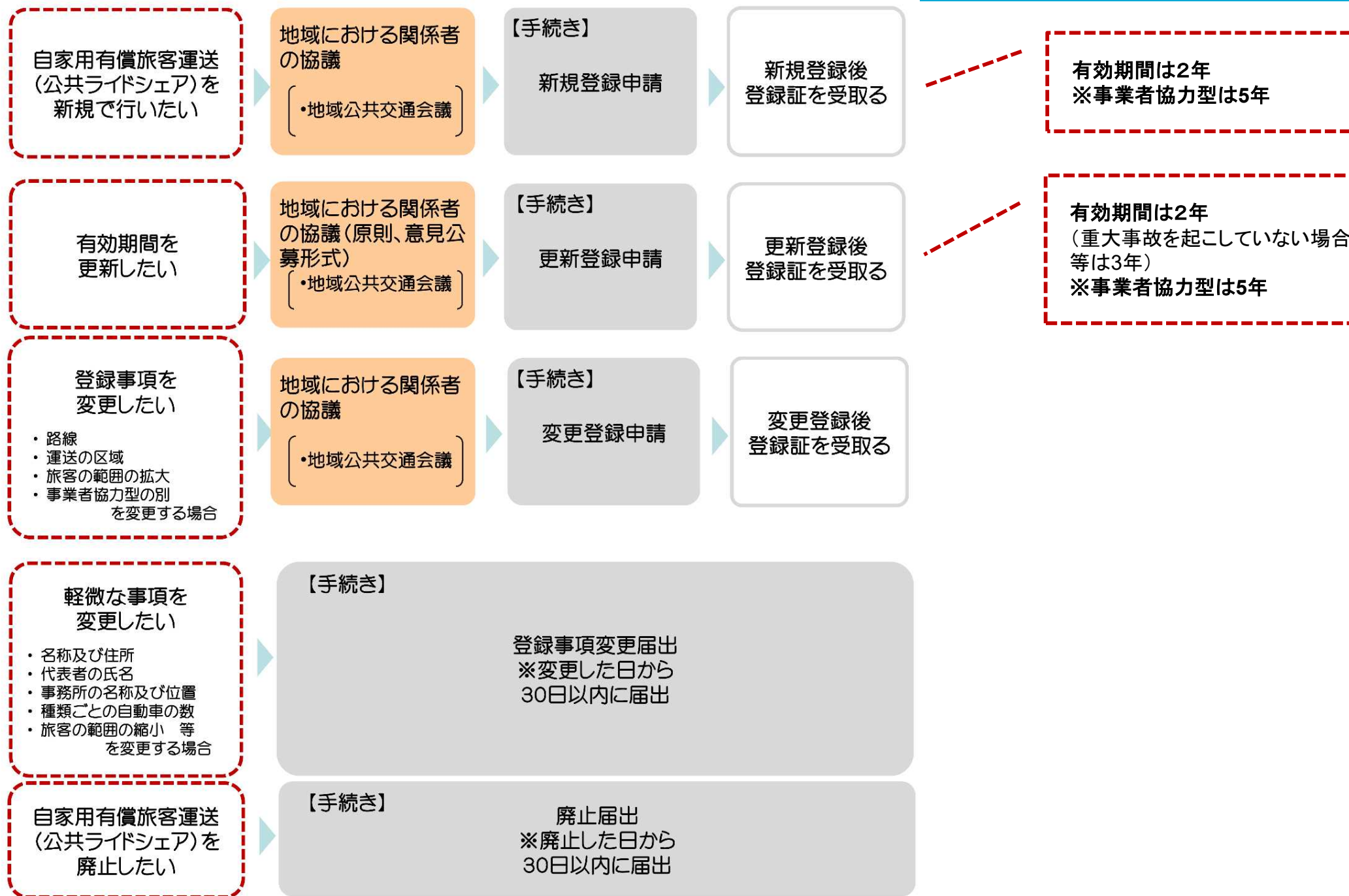
（※）総額・・・人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他諸経費の合計（自家用有償旅客運送の実施に係る分として按分された額に限る）

対価の目安について(R7.4改定) ※東北運輸局公表

運賃適用地域	距離制運賃を定める場合		時間制運賃を定める場合	
	初乗運賃	加算運賃	初乗運賃	加算運賃
青森県内全市町村	1 km 482 円	1 km 252 円	5 分 401 円	5 分 401 円
岩手県盛岡市（ただし、平成 18 年 1 月 10 日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く）、滝沢市、紫波郡矢巾町	1 km 472 円	1 km 264 円	5 分 406 円	5 分 406 円
岩手県盛岡市（ただし、平成 18 年 1 月 10 日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く）、滝沢市、紫波郡矢巾町を除く 岩手県内全市町村	1 km 465 円	1 km 255 円	5 分 399 円	5 分 399 円
宮城県仙台市	1 km 399 円	1 km 254 円	5 分 420 円	5 分 420 円
宮城県仙台市を除く宮城県内全市町村	1 km 446 円	1 km 244 円	5 分 425 円	5 分 425 円
秋田県秋田市	1 km 478 円	1 km 370 円	5 分 542 円	5 分 542 円
秋田県秋田市を除く秋田県内全市町村	1 km 403 円	1 km 289 円	5 分 479 円	5 分 479 円
山形県山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町	1 km 406 円	1 km 293 円	5 分 484 円	5 分 484 円
山形県山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町を除く山形県内全市町村	1 km 416 円	1 km 289 円	5 分 492 円	5 分 492 円
福島県内全市町村	1 km 492 円	1 km 270 円	5 分 430 円	5 分 430 円

【R7.4.16改定】

【参考】登録等の手続き



【参考】更新登録申請に際しての必要書類

No.	書類の名称	様式	必須	省略可
1	更新登録申請書	様式第2-2号	○	
2	定款又は寄附行為			○
3	登記事項証明書			○
4	役員の名簿			○
5	宣誓書(道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	様式第3号	○	
6	地域公共交通会議・運営協議会において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号	○	
7	自家用有償旅客運送自動車の使用権原を証する書類		—	—
	7-① 使用する車両の一覧	参考様式第1号	○	
	7-② 車検証の写し			○(※)
	7-③ <車検証の使用者と申請者が異なる場合> 使用承諾書等			○
8	運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類		—	—
	8-① 運転者一覧	参考様式第0号		○
	8-② 運転者就任承諾書	様式第4号		○
	8-③ 運転免許証の写し			○(※)
	8-④ <第二種運転免許を保有していない場合> 国土交通大臣認定講習の終了証の写し、又はそれに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し			○
	8-⑤ <福祉自動車以外の自動車を利用する場合> 道路運送法施行規則第51条の16第3項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し			○
9	運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類	様式第6号、第7号		○
10	整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類	様式第7号		○
11	事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類	様式第7号		○
12	自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類		—	—
	12-① 任意保険証書の写し等			○(※)
	12-② <12-①の書類が提出できない場合> 宣誓書	様式第8号		○
13	運送しようとする旅客の名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類	参考様式第八号		○
14	登録証		○	

(注1)「省略可」となっている書類は、既に運輸支局へ提出している内容と変更がない場合に限りです。

(注2)「○(※)」の書類については、有効期間のみが変更されている場合も、変更がないものとみなし、省略可能です。

(注3)必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

【参考】変更登録申請に際しての必要書類

No.	書類の名称	様式	運送区域の拡大・変更 (縮小は除く)		交通空白運送事業者が 福祉有償運送も行う場合		事業者協力型 の有無の別		旅客の範囲	
			必須	変更がある 場合のみ	必須	変更がある 場合のみ	必須	変更がある 場合のみ	必須	変更がある 場合のみ
1	変更登録申請書	様式第2-3号	○		○		○		○	
2	定款又は寄附行為			○		○		○		
3	登記事項証明書			○		○		○		
4	役員の名簿			○		○		○		
5	宣誓書(道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	様式第3号		○		○		○		
6	地域公共交通会議・運営協議会において協議が調ったことを証する書類	様式第2-5号	○		○		○		○	
7	自家用有償旅客運送自動車の使用権原を証する書類		—	—	—	—	—	—	—	—
	7-① 使用する車両の一覧	参考様式第1号	○			○		○		
	7-② 車検証の写し		○			○		○		
	7-③ <車検証の使用者と申請者が異なる場合> 使用承諾書等		○			○		○		
8	運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類		—	—	—	—	—	—	—	—
	8-① 運転者一覧	参考様式第0号		○	○			○		
	8-② 運転者就任承諾書	様式第4号		○		○		○		
	8-③ 運転免許証の写し			○		○		○		
	8-④ <第二種運転免許を保有していない場合> 国土交通大臣認定講習の終了証の写し、又はそれに準ずるものとして 大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し				○	○			○	
8-⑤ <福祉自動車以外の自動車を利用する場合> 道路運送法施行規則第51条の16第3項各号のいずれかに掲げる要件を 備えていることを証する書類の写し				○	○			○		
9	運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類	様式第6号、7号	○			○		○		
10	整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類	様式第7号	○			○		○		
11	事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類	様式第7号	○			○		○		
12	自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類		—	—	—	—	—	—	—	—
	12-① 任意保険証書の写し等			○		○		○		
	12-② <12-①の書類が提出できない場合> 宣誓書	様式第8号		○		○		○		
13	運送しようとする旅客の名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類	参考様式第八号	○		○			○		
14	登録証		○		○			○		

(注1) 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。